

押し買い(訪問購入)の トラブルにご注意!!

埼玉県消費生活センター
「お助けかわらばん」



埼玉県消費生活センター
「お助けかわらばん」



- 1 突然訪問してきた業者は **絶対に家に入れない!**
- 2 買い取りを承諾していない物品は、売却を迫られても **きっぱり断る!**
- 3 クーリングオフできる場合もあるので **消費生活センターなどに相談**

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につな
ぎます。

い や や!
TEL 188

皆さんからの
相談情報が
同様の被害防止に
つながります。

今月の標語

持っていよう
大事な品と
NOの意思

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。

2025.5月